

2020.9.10 改訂版

教務部

研究推進部

人事部

保健センター

教職員各位

## 新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、大学は感染症法に基づき、保健所の指示に従って、迅速に感染拡大の防止措置<sup>\*注</sup>を講じる必要があります。できるだけ速やかに、以下のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

\*注 聞き取り調査や訪問調査、濃厚接触者の判断など、保健所の公衆衛生業務に係る協力や、施設の消毒等

### (1) 新型コロナウイルス感染が確定している場合

①罹患した教職員は所属事務所に以下の事項を連絡し、治癒するまで出勤停止とする。

居住地（市区町村）

基礎疾患の有無

（呼吸器疾患・糖尿病・高血圧・心疾患・慢性腎疾患（透析実施含む）・慢性肝疾患・免疫機能低下状態（原疾患および化学療法や免疫抑制剤投与中などを含む））

確定診断日および診断した医療機関名

入院・療養期間および場所（自宅、医療機関名、または施設名）

発症日（症状出現日）

検査日および検査方法(PCR/抗原)

検査陽性判明日

治療開始までの経過（症状、保健所への相談日、PCR検査日など）

自身を感染源とする濃厚接触者の有無（家族など）

渡航歴の有無

特に感染の疑われる経路(家族、同居人、友人など)

最終出校日

学内での業務（概ね発症前2週間程度の授業、会議等への出席等）

②所属事務所は、保健センター教職員健康管理室（以下、教職員健康管理室）に当該教職員の状況を「新型コロナウイルス関連報告書」を用いて報告する。

フォーマット：[¥¥nas01¥S6 保健センター¥他箇所公開用¥新型コロナウイルス感染症](#)

<https://waseda.box.com/s/qsksix7zud9jskexyk87azdi119pwtu>

送付先：[kenkosoudan@list.waseda.jp](mailto:kenkosoudan@list.waseda.jp)

※原則として、パスワードを設定し、Networkドライブ経由で報告する。

③教職員健康管理室は必要時保健所と連携し、保健所の指示に基づき対応する。

④教職員健康管理室および産業医は、保健所の指示（訪問調査、職場の消毒）等を含め、

教務部、研究推進部、人事部、対策本部と情報を共有する。

⑤医療機関や宿泊療養施設等を退院・退所した教職員は、所属箇所および教職員健康管理室へ退院日または退所日を連絡する。医療機関や保健所より、退院後の自宅待機について指示があった場合は、その旨も併せて連絡する。

⑥教職員健康管理室および産業医は、教務部、研究推進部、人事部、所属事務所と連携し、復職に向け対応する。

## (2) 保健所から濃厚接触者と特定された場合

①教職員は所属事務所に以下の事項を連絡し、保健所より指示された健康観察期間中は出勤停止および自宅待機となる。

居住地（市区町村）

基礎疾患の有無

（呼吸器疾患・糖尿病・高血圧・心疾患・慢性腎疾患（透析実施含む）・慢性肝疾患・免疫機能低下状態（原疾患および化学療法や免疫抑制剤投与中などを含む））

体調など現在の状況

感染源と思われる患者の情報（家族、同居人、友人など）

保健所からの指示（自宅待機期間など）

最終出校日および業務内容

②所属事務所は、教職員健康管理室に当該教職員の状況を連絡する。

※連絡方法は、(1)-②を参照。

③教職員健康管理室は、産業医、教務部、研究推進部、人事部、対策本部、所属事務所と情報を共有する。

④当該教職員は、保健所が指示した健康観察期間中は健康観察表を用いて健康観察を行う。

⑤当該教職員は、保健所より指示のあった健康観察期間が終了した場合は、教職員健康管理室および所属箇所へその旨を報告し、出校を可とする。

## (3) 対面での授業・会議等に出席した教職員が感染確定者または濃厚接触者になった場合

①所属事務所は、対応窓口となる担当者（原則として管理職）を決める。

②所属事務所は(1)-①②あるいは(2)-①②の報告を教職員健康管理室に行う。

③保健所による積極的疫学調査が実施される場合に備え、(1)-①、あるいは(2)-①に加え、以下について情報収集を行う。

当該感染確定者（濃厚接触者）の勤務状況・行動範囲・授業や会議の出席者の特定

在籍する部署の座席表

在籍するフロアの見取り図

④感染が確定している場合、教室または職場の環境消毒を総務課に依頼する（保健所の指示がある場合はそれに従う）。

感染者等の執務室

（パソコン、タブレット、電話、FAX、コピー機などの電子機器、陽性者等の椅子や机、キャビネット、ドアノブ、照明スイッチ、床面や壁など）

□感染者等が接触したと考えられる共有スペース

(食堂の椅子やテーブル、会議室の椅子やテーブル、ロッカールームのドアノブや照明スイッチ、階段の手すり、トイレの便座)

⑤所属事務所の担当者は、保健所が濃厚接触者を特定するまで、感染者等の個人情報に配慮しながら、関係者および接触した可能性(対面授業に出席していた、同じ会議に出席していたなど)がある学生・教職員に感染者情報を周知し、自宅待機および健康観察を指示する。

【注意】学生・教職員を自宅待機させた場合

所属事務所は「接触者リスト」を教職員健康管理室に迅速に送付する。

教職員健康管理室は、該当教職員について人事部等と情報共有する。

フォーマット：<https://nas01.s6.keio.ac.jp/~nas01/s6/保健センター/他箇所公開用/新型コロナウイルス感染症>

<https://waseda.box.com/s/qsksjx7zud9jskexyk87azd119pwtu>

「接触者リスト」のフォーマットは「新型コロナウイルス関連報告書」ファイルに同梱されている。

送付先：[kenkosoudan@list.waseda.jp](mailto:kenkosoudan@list.waseda.jp)

⑥所属事務所の担当者は、保健所が濃厚接触者を特定した後、特定されなかった学生・教職員へ、自宅待機解除の連絡をする。

⑦教職員健康管理室は、産業医、教務部、研究推進部、人事部、対策本部、所属事務所と情報を共有する。

#### (4) 新型コロナウイルスについての相談がある場合

同居の家族および同居人または付近居住者が罹患したなど、ご自身の健康状態に不安がある場合、教職員健康管理室の健康相談(メールのみ)をご利用いただけます。

教職員健康管理室

メールアドレス：[kenkosoudan@list.waseda.jp](mailto:kenkosoudan@list.waseda.jp)

以下の公的窓口でも相談できます。

①各都道府県が開設した電話相談窓口(9:00~21:00、平日・休日とも実施)

※電話相談窓口では、微熱や軽い咳、感染の不安等について相談できます。

お住まいの地域の相談窓口の電話番号は下記 URL からご確認ください。

[https://www.kantei.go.jp/jp/pages/corona\\_news.html](https://www.kantei.go.jp/jp/pages/corona_news.html)

②厚生労働省が開設した電話相談窓口(9:00~21:00、平日・休日とも実施)

電話：0120-565653

以上